変　更　協　議　書（ 第 ○ 回 ）

様式－30

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | 文書番号  施行年月日 | 第　　　　　　　号  平成　　年　　月　　日 | |
| 発議者 | □発注者　　　　　　　　□受注者 | | | | 発議年月日 | 平成　　年　　月　　日 | |
| 発議事項 | □指示　□協議　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 工事名 | （契約番号　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 工期 | 現契約工期　　　　　　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日  　今回変更予定工期　　　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 | | | | | | |
| 打合せ  内容 |  | | | | | | |
| 変更項目  ※１ | Ａ　当初請負金額 | | 円 | ａ　前回変更予定額 | | | 円 |
| Ｂ　=A×0.2　※２ | | 円 | ｂ　今回変更予定額 | | | 円 |
| Ｃ　現請負金額※３ | | 円 | ｃ　累計変更予定額  (ｃ＝ａ＋ｂ＜Ｂ)※２ | | | 円 |
| Ｄ　変更予定請負金額（Ｄ＝Ｃ＋ｃ） | | | 円 | | | |
| □予算残額確認済み　（ｂが０円以上の場合） | | | | | | |
| 変更  条件 | ・ａ～ｃ及びＤに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。  ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。  ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 | | | | | |
| 施工時期 | □変更協議書を取り交わした後、施工可　　　□変更契約を締結するまで施工不可 | | | | | | |
| 処理・回答 | 発注者 | □指示　□協議　□承諾　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）します。  押印欄  総括監督員※６（主任監督員※４）氏名 | | | | | |
| 受注者 | □指示　□協議　□承諾　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）します。  押印欄  受注者（現場代理人※５、６）　　氏名 | | | | | |

※１　ａ～ｃで金額が減額となる場合は、数字の初めに「△」を記載する。

※２　当初契約金額の2割または1000万円のいずれか低い額を記載する。

ｃ＞Ｂとなる場合、本協議にかかる工事に着工する前に、変更契約手続を行うこと。

※３　既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Ａと同額となる。

※４　累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。

※５　「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状（様式－２９）により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。

※６　「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。